

新旧比較表 青字：追記箇所 赤字：改訂箇所

改訂後	改訂前
<p>7. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 預金者がこの預金を前項の規定に従い解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、このおきぎん一般財形預金契約の証（以下「契約の証」という）とともに当行本支店へ提出してください。</p> <p>当行のバンキングアプリ「おきぎん Smart」を登録した場合、アプリ上で財形預金口座から自身の普通預金口座へ払出を行うことができます。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。</p> <p>当行のバンキングアプリ「おきぎん Smart」で払出を行う場合、この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を千円以上一円単位の金額で払戻請求することができます。</p> <p>この場合、1日ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。なお、実際の払戻金額が払戻請求金額より多くなる場合があります。</p>	<p>7. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 預金者がこの預金を前項の規定に従い解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、このおきぎん一般財形預金契約の証（以下「契約の証」という）とともに当行本支店へ提出してください。</p> <p>左記、新規追加</p> <p>(省略)</p> <p>(4) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。</p> <p>左記、新規追加</p> <p>この場合、1日ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。</p> <p>左記、新規追加</p>